

大正大学蔵『山槐記』「蓮華王院御塔供養記」について(一)

三浦龍昭

はじめに

本稿では、大正大学蔵「蓮華王院御塔供養記」を翻刻・紹介する。⁽¹⁾この記録は、藤原忠親の日記『山槐記』から、治承元年(一一七七)十二月十七日、蓮華王院内で行われた五重塔の供養に関する記事を書き写したものである。

本写本は、縦二六・八cm、横二〇・五cm、全三十一丁の袋綴の冊子(前表紙・後表紙含む)である。表題は「蓮華王院御塔供養記」山槐 元年 二月 七日とあり、第二丁表の書き出しには「山槐別」とあり、本写本が『山槐記』の別記であることを示している。

『山槐記』の記主である藤原忠親(一一三一～一一九五)は、平安末・鎌倉時代前期の公卿で、権中納言藤原忠宗の三男として生まれた。蔵人頭などを経て、長寛二年(一一六四)参議となり、権中納言、権大納言、大納言と昇進し、建久二年(一一九二)には内大臣となっている。

忠親は、公事に熟達し、故実典礼に通じた公卿であった。⁽²⁾彼の日記は、朝儀典礼などに関する記事がきわめて詳細であり、その記述は、仁平元年(一一五一)から文治元年(一一八五)までの三十五年間に及んでいる。さらに本記

より故実類を抄出した『達幸故実抄』などから、建久五年（一一九四）までの逸文が知られる。また同日記からは「中山内府元日節会次第」「改元部類」など多くの別記・部類記も作られている。日記の原本は伝わっておらず古写本も少ない。主要なものとして、宮内庁書陵部に伏見宮家旧蔵の鎌倉時代の書写（保元三年秋記）一卷があるほか、室町時代の写本が、国会図書館、宮内庁書陵部、京都大学、陽明文庫、国立歴史民俗博物館、などに現存している。近世の写本は各所に多く蔵されている。本稿で紹介する写本には、表紙の下部に「宏寿」とあり、書写者は明らかになるものの、奥書等の書写年代を直接明示するものは存在しない。書風と紙質から判断すると、あるいは中世後期の書写ではないかと考えられる。『山槐記』の刊本としては、『増補』史料大成「二六〇二八」があり、また『大日本史料』にも関係する部分が収載されているが、本写本の記述はそれらには未収録のようである。

次に本文の記載内容を見ていきたい。先述したように、これは蓮華王院内に建立された五重塔の供養に関する記事である。蓮華王院（その本堂は「三十三間堂」の通称で知られている）は、後白河法皇の院御所であった法住寺殿に付属した堂舎であり、長寛二年（一一六四）に創建された。一千一体千手観音菩薩像の本堂は、平清盛によつて造進され、彼はその功により備前守に任ぜられている。蓮華王院内には、本堂の他に、不動堂・北斗堂・総社・宝蔵などが存在し、五重塔は本堂の南東に位置していた。⁵五重塔の造営について最初に見られる記事は、『古記』承安四年（一二七四）二月八日条であり、それは塔の心柱の運搬に関するものである。同年七月十八日には、塔の心柱が立ち上棟の儀式があった。⁶その後、完成までは相当の時間がかかり、ようやく治承元年（一一七七）十二月十七日、塔が完成し、その供養が行われたのである。

本写本に載せられている記事全体の流れを追つておくと、まず高倉天皇が閑院内裏より行幸し、多くの公卿たちがそれに供奉している。そして蓮華王院の南門より入り、後白河法皇、高倉天皇、関白藤原基房以下の公卿たちが着座した。左右の舞人・楽人による乱声・振鈴によつて儀式が開始されている。その後、僧衆を迎え入れ、導師・呪願が高座に登っている。供花、菩薩・蝶鳥などの舞があり、唄、散花、大行道、讚、梵音などが続き、錫杖の間に、非常

赦、度者などが行われた。さらに表白、題名、誦経、布施、などの次第が続ぎ、導師以下の僧の退出、舞楽、勸賞のことが記されている。その後、ふたたび舞楽が行われているが、その最中に「此間予退出」とあるように、記主である忠親は退出し、還御には供奉しなかった。⁷ただし本写本には、その後、伝聞したことも書き留めており、大臣、中宮、法皇の順に還御したことがわかる。そののち忠親は、「大赦」の詔書の奉行を命じられ、そのことについても書き記している。

この供養当日については、『玉葉』、『百鍊抄』、『愚昧記』、『仲資王記』などに史料が残されている。⁸そのなかでもとくに詳細に記述されているのは、藤原兼実の日記『玉葉』であり、それによってかなりのことを知ることはできる。ただし兼実自身が、「凡今日次第、具在式、或又法会之儀、依為恒事、委不記之、後代可尋見奉行日記等歟」と記しているように、その次第については省略した部分もあったようである。その点、本写本『山槐記』の記述は、当日の行事の様子がより詳細であるだけでなく、実務官人による記録という性格に基づき、当日参加した一〇九人にも及ぶ僧名を始めとして、舞人、楽人などの人名、当日の禄物の内容、さらに供養で用いられた諸道具の注文等も含まれている。この史料によって得られる情報量は、先の『玉葉』の記事を大きく上回っており、そこからさまざまな新見を得ることができると考える。

註

- (1) 本写本は、平成二十四年(二〇一二)十一月、東京古書会館(東京都千代田区神田小川町)で開催された「古典籍展観大入札会」に出品され、それを大正大学が購入したものである。
- (2) 藤原忠親については、加納重文「中山忠親——山槐記——」(同著『明月片雲無し 公家日記の世界』、風間書房、二〇〇二年)に詳しい。
- (3) 以上の記述については、矢野太郎「山槐記」解題(『増補史料大成』二六、臨川書店、一九六五年)、菊池紳一「山

槐記」(橋本義彦他著『日本歴史「古記録」総覧』古代・中世編、新人物往来社、一九九〇年)、飯倉晴武「山槐記」(同著『日本史小百科〈古記録〉』、東京堂出版、一九九八年)、高橋秀樹『古記録入門』(東京堂出版、二〇〇五年)などを参照した。

- (4)書写者の「宏寿」についての詳細は不明である。一つの可能性として、南北朝期の東寺供僧であった宏寿が挙げられる。富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺僧一覧・諸職補任・索引」(『資料館紀要』第八号、一九八〇年)や藤原重雄『大日本史料』第三編関係史料の収集・校正および春日大社関係散逸史料の調査(『東京大学史料編纂所報』第三十六号、二〇〇一年)などによると、この宏寿の仮名は少納言であり、永和二年(一三七六)より鎮守八幡宮供僧として見え、永徳二年(一三八二)より宝蔵院院主、応永三年(一三九六)より凡僧別当となり、応永十年(一四〇三)閏十月二十七日に法印で没したが、「中世東寺の教学方面ではある程度名の知られた学匠で」あったとされる。『東寺百合文書』内には、宏寿の署判した書状等がいくつか見られるのでその一つを後掲する(『東寺百合文書』マ函七八号)。これを見ると、本写本に記された文字とかなり類似しているように思われるがやはり確証は得られない。また蓮華王院内の宝蔵には、後鳥羽上皇によって書写された「中山内府記」(『山槐記』)が納められていたが、後高倉院によって宝蔵から取り出されたままになっていたものを、九条道家の命で書写し、安貞二年(一二二八)三月十三日にその功を終えている(『玉藝』安貞二年三月十三日条)。なお蓮華王院の宝蔵については、竹居明男「蓮華王院の宝蔵——納物・年代記・絵巻——」(古代学協會編『後白河院——動乱期の天皇——』、吉川弘文館、一九九三年)、高橋一樹「中世成立期における王権の宝蔵とその歴史的 성격——蓮華王院宝蔵を中心に——」(小野正敏・五味文彦・荻原三雄編『中世人のたからもの——蔵があらわす権力と富——』、高志書院、二〇一一年)に詳しい。宏寿が書写する際の底本の問題や書写の経緯なども含め、今後の検討に委ねたい。

- (5)蓮華王院については、田中教忠『蓮華王院三十三間堂考』上・中・下(興文社、一九三二年)、赤松俊秀・上横

手雅敬「蓮華王院の歴史」（赤松俊秀監修『三十三間堂』、三十三間堂奉賛会、一九六一年）、村田治郎・杉山信三・後藤柴三郎「蓮華王院の建築」（同前）などを参照。また後白河院の御所であった法住寺殿の復元をめぐる研究においても多く言及されている。そのなかで最も多角的に分析されているものは、上村和直「法住寺殿の成立と展開」（『京都市埋蔵文化財研究所 研究紀要』九、二〇〇四年）である。

(6) 『百鍊抄』 承安四年七月十八日条。

(7) その理由は、本写本中に「脚気発動、依不能騎馬、不供奉還御也」とあるように、この時、忠親は脚気を患っていたためであった。

(8) 田中前掲注(5)に関連史料がまとめられている。

(9) 『玉葉』 治承元年十二月十七日条。

(第一丁表)





〔第一丁表・右下部拡大〕



〔東寺百合文書』マ陋七八号〕

【凡例】

- 一、本稿では、紙数の都合により第十三丁までを翻刻した。残りの部分については、後の機会に行う予定である。
- 一、翻刻にあたっては、底本の体裁をできるだけ保つようにつとめた。
- 一、字体は常用漢字を用い、異体字・略体字は正字に改めたが、一部の文字については、そのまま採用したものもある。
- 一、本文には、読点（、）および並列点（・）を適宜加えた。
- 一、抹消文字は、原則として左傍にゝを付して表した。
- 一、文字の上に別字を重ね書きした箇所については、上に書かれた文字を本文として採った。
- 一、塗抹により判読が不能な場合は■を、その他判読困難な箇所は□をもって、その字数分を示した。
- 一、本文の校訂注は「」で、人名などに付す説明注は（ ）で示した。
- 一、底本の丁が替わる箇所には符号「」を挿入してその位置を示すと共に、（カ）として丁数を示した。
- 一、翻刻にあたっては、大正大学付属図書館より御許可を賜った。記して深謝の意を表する。

【本文】

(1才)

宏寿

蓮華王院御塔供養記治承元年十二月十七日
山槐」

(2才) 山槐別

〔高〕
口倉院御代
治承元年十二月十七日、晴敷陰暗不定、今日

〔後白河〕
太上天皇蓮華王院内建五重塔婆被逐

供養、仍有行幸、卯一點同未出着束帶隨身被逐

長大長舍人楯、皆給裝束、馬黒蹄毛申請
院也、隨身二人、馬飼一人選參、於内裏參云、參内閑院、下

車之間、召使来向云、御装束已成畢、上卿一人參

入者、召仰之後、早可出御之由被仰下者、〔藤原〕營參之間、

藏人左少弁兼光持日時向來門内、即着陣、〔藤原忠親〕

左少弁下日時予給之、弁〔藤原忠親〕」
參入、仍擬之、置預召使續
不垂也、直着瑞座令敷紙、

(2才) 仰詞云、依勘申レ、二条大路〔藤原忠親〕東〔藤原忠親〕行テ、洞院〔藤原忠親〕東〔藤原忠親〕大

路〔藤原忠親〕南〔藤原忠親〕行テ、河原〔藤原忠親〕南〔藤原忠親〕行テ、入御蓮華王院南門、

大正大学蔵『山槐記』蓮華王院御塔供養記』について(二)

權中納言藤原朝臣兼光内裏^二候、予問云、權

中納言誰人哉、答云、藤中納言也、資長卿又實雅卿^一 又無兼官 仍所問也 令

官人召外記、大外記^一清原頼業着軾、下日時、頼業挿

笏不差得、仍落置傍賜文、取副笏不待伺予

氣色、予仰之、頼業稱唯進、次召左少弁仰御輿

裝束、令撤軾起座、於陣腋懸綏、於中門廊帶弓

箭、此後躰雖相待、闕白藤原藤房參給猶遲々、仍出御南

□、于時小雪降、覆地雨即休止、右大將宗盛中納言也

(3才) 芳、番長中臣近立也立南階西腋右將渡後大將候石少將

朝臣、時家武藏弓持之土御門大納言邦綱、平三位中將知盛、列立、

依寄地濕、大納言以下懸瓶、自雪止、人々羅密密立様晴也 国司

奏、少納言藤原惟基奏鈴元勳答計、其程稱唯、寄

御輿、三位中將取劍璽、此間予騎馬、闕白自二

条令參給、御覽人々騎馬、更歸給、乘車兼

令參蓮華王院給、大式藤原親於錦小路東

洞院参会、在御共、於四條坊門、自御輿傍前

行、新宰相中將實宗於四条参会、新三位藤原「

(3才) 美清於七条参会、右宰相中將美家於河

原参会、諸卿入蓮華王院南門立西腋面東

比供奉人之外、大炊御門大納言藤原、中宮大夫隆季

修理大夫(備原)、加立、闕白令下立仮屋西方給、御隨

身左右一列跪西方、左右各一人、相交跪也。不令御輿下給控

御輿、於南門神祇官猷大麻、雅樂奏立樂、此

後良久不知其故、若申次人闕白可令參御輿

下給之由被存歟、予問土御門大納言、(定房)、>>>又問中宮

大夫、>>>示大炊御門大納言、>>>進立幔門、進向

御輿揖入幔門、經仮屋西北申事由、到御塔北西、隨裏殿云々。」

(4才) 歸出佇立闕白御後方、又良久无音、中宮大夫令主殿官人示遣行事許、申次人可被告樂屋也、

此後発乱聲、舞人樂人經仮屋西參向、先是大

納言歸出幔門西向御輿揖加列、主殿寮撤幔門立寄

裏面(多)、樂人発樂、万歳、樂、左舞人光近・則近、巳上、右舞

人忠節・好方、腰鼓、至于幔門下婆娑、左樂行事

右中将通親朝臣、着裏濃紅梅下重平、比用基西時明黃袴、右樂行事右

中将頼実朝臣、不着袷袢共袷色人也、帶弓箭着履、屢懸帶、不供奉行李、兼在樂屋邊。

相副參進、樂人為先下藤自本路退歸、御輿入御、

安仮屋西庭、北上敷退、公卿列、隔欄、仍不跪。經仮屋西并北弘庇入御、

(4才) 御塔御座云々、公卿或候饗座、御堂南、即西、廊西上好座、或徘徊御

塔辺、予令隨身召大夫尉康綱令候仮屋西南辺、召右

尉基広(中原)令候御塔東南辺、令止雑人之乱入、件官

人共守護東門、然而御所辺尤可候、仍令召候也、於東門左尉仲頼一人所留守護也、式部彈正着出居座、左右

近石中將良通、兼依為中將不論位次着少將上、着二重織物、萌黃半比下重、鯨芳表袴、隨身杓葉貫、在狩袴、付錦三輪、萌黃衣紅單、紅打衣、款冬衣、黃單衣、以粗彈練結髮、雜色長石番長下毛野裝武、帶、燭臺、付鶴、松前、紅打衣、禮、着蓋

陳御塔北庭、高座以北、左近着退西方、右近着退東方、立閉床、(平)

法皇着御座、權右中弁親宗朝臣、取三衣」

(5才) 御筥置御座異方(高倉六)

主上又着御座、関白令候北壇上座給、藏人

頭皇太后宮權大夫光能朝臣召上卿、此後

良久不着座、法皇令女房頻被仰出遅々

之由、諸卿次第着座、乾良宝輪足卷上、之、依無公卿座也、(平重盛) 今日參仕人

太政大臣(藤原師長)、左大臣(藤原經宗)、右大臣(藤原兼実)、内大臣(平重盛)、大炊御門大納言(定実)、

源大納言(定房)、土御門大納言(邦綱)、中御門中納言(宗家)、

右大將(宗盛)、左兵衛督(成範)、皇太后宮大夫(藤原宗盛)、六角

宰相(家通)、右宰相(美守)、堀川宰相(頼定)、修

理大夫(藤原信隆)、持明院三位(基家)、藤三位(隆輔)、

(5才) 左京大夫(藤原修範)、大弐(親信)、左三位中將(想盛)、新

三位(藤原美清)、新宰相中將(美宗)、右大弁(藤原長方)

已上候北階以西、中宮大夫(隆季)、藤大納言(美因)、

花山院中納言(兼雅)、左衛門督(時忠)、予(千時)右衛門

督・檢非違 儀別當 已上候北階以東、院司座兼口左中拜、經房奉仰告之

内院殿上人着階下座、内北階以西、院北階以東上官又着

階下座、内殿上人、未有絶座、左右発乱聲、振棒、從僧列師

子出。外舞台乾良、樂人。列立、発座屋前、吹調子レ

(6才) 迎衆僧発樂宣徳、靈徳、先是証誠、天台座主覚

快法親王入自仏後戸、南方也、此御塔以下可為正面云々、然而其座狭、仍以北方為法会之庭間、

大僧正覚讚前法務也、為申事之由、今日相貝、今日以南方為後戸也、、着内陣座、迎導師呪願発樂詔院、樂、呪願

權僧正公顕山階寺別當、權僧正教録、依所勞敬請定也、於舞台北方

下輿、経舞、台就礼盤礼拝、衆僧惣礼、導師

呪願登高座、堂童子着座、凶書打金鼓、供

花、発樂十天、菩薩・迦陵頻・胡蝶、東西相並、経

舞台至于御塔壇下、先是呪願導師十弟子列レ

(6才) 立階下伝取之、証誠十弟子自内陣辺出伝

取供之、樂止迦陵頻・胡蝶着舞台上、左右草

撃鳥西歸東菩薩退下、本ノマヤ道吹道行、更歸昇舞退入、次

迦陵頻舞、此間蝶二四六八、童渡左右着草撃、迦

陵頻舞了退下、蝶又舞退、凶書打金鼓、唄師

法印権大僧都行海・乘海、経舞台参上、着堂

前座参上之間、発樂發金、着座之後樂止、定者

二人登舞台礼仏、取火舎立、凶書打金鼓、唄師発音、定者徐歩、堂童子頒花筥散花、以登舞台衆

僧從之発樂鳥澤河師子自舞台東西進出不登舞台示」

(7才)行事副之、菩薩・迦陵頻・胡蝶舞人二行鷹列登舞台、

自衆僧中加定者之前、下舞台西相分、經東西幔外

本堂西面候輪、大行道、一匝經舞台与高座之間、各

復座、唄師退下復座、凶書打金鼓、樂頭讚衆登舞

台、樂止唱讚退発樂鄺君打金鼓、茨樂、曠雲梵

音衆登舞台、樂止、唱了退、発樂信嵐、唱了打金

鼓、発樂蘇莫錫杖衆登舞台樂止、供錫杖○退、退時錫杖不見

及倒持之云々、退発樂越殿退了樂止、堂童子収花筥○出、打

金鼓、錫杖之間、(藤原光能)頭樞大夫含綸言仰非常赦事

於右大臣、>>>起座向北居左府向北居右府向東起加着納言」

(7才)下參議上、召外記、大外記頼業參進、磬折立砌

下右大臣仰含召輒負佐・右衛門權佐光長去十月

仰云、今日太政法皇依被供養御塔、所被行非常赦

也、詔書施行以前、罷向獄門、且厚免囚徒、左佐右廻退、

又命外記召内記、大内記業実參之、左右府仰云、

今日太上法皇依被供養御塔、所被行非常赦

也、可草詔書、内記奉仰退帰、右府復座、左敷 此仰詞不聞及相

尋各所 先是右近府生大石久直左 来予

(8才) 座後欄下曰、右衛門権佐可申公事候之由被

申候、予仰云、此方左、可申、即起座居御塔所被

行非常赦也、罷向獄門、可厚免囚之由、右大臣宣

候、予答早可被向之由、予又問曰、無拘留者歟、答曰、

不候、又曰、資成左・経弘右府、為施米行事云々、可候

御寺、自余官人皆悉可罷向獄門者、今日見參官人

左衛門中原章貞・源仲頼・志中原清重・安部資成・府生大津經弘・六位尉中原基広・志中原重成等也、可有

赦之由、別当兼非可令仰官人等、但臨期人数不候者、可

不便、仍兼仰道官人基広可守護蓮華王院門之由、

出廻文令催之知参否、且内々示頭権大夫曰、不可」

(8ウ) 似他行幸、有赦者、越定人数四人可□入、行幸

供奉散状、可被尋外記歟、去十月八日、八幡行幸

之時、康綱一人供奉、若如彼日者可事闕歟、行

幸事、使廳雖可知為用意内々所申也者、可

尋俊之由有返事間々本クママ任見参基広計宛之、東

■門虚綱・仲頼・基広、南西門章貞・清重・重

成、西面門資成、同北門経弘也、資成・経弘○申云、為

馳来行事難勤両使者、非同時事、猶可守

護仰云々、右佐合右尉基広、為禁遠離人、候令召集、御塔東南庭也。

官人等、列立南門内左、西佐仰上起於右大夫尉康綱、右尉康綱朝臣

(9才) 次分官人右佐尉康綱、道官、同後清重、能成藏人所、御塔東南庭也。
召出因人上、仰有給也趣、次召殿欽、次追放之、次官人等婦參、佐
依所劣婦參也。

錫杖之間、又仰度者、御誦經之後可仰歟、然而依僧事能也。藏人頭右中將

定能朝臣朝敦冬、下、同半比、自西方進出、經咒願高座北舞台

就導師高座右辺北舞台仰云、經本路退歸、立御塔東庭

登舞台就机下、取御願文草式部大輔永範卿、一昨日着東帶、錫杖了、威儀師二人

(9才) 諸皇太后宮大朝方輿、為遲及行幸之時、并咒願草式部大輔永範卿、一昨日着東帶、願文折紙同御

舞了授之、威儀導師表白、揚御經題名、御誦經屋敷、本所

威儀師取御誦誦文、授導師、此間先賜請僧布施、

取之大夫左方右中弁藤原經房朝臣・少納言師家、源右方權右

中弁親宗・安房守定長行之、先是昇立祿辛櫃於

東西僧座幄辺、右東南邊賜証誠咒願導師等布施、

証誠

公家 被物 大炊御門大納言実定

被物 左中將泰通朝臣藏人頭中將光能

被物 源大納言定房

被物 左中將泰通朝臣藤原

(10才) 院

中宮

被物

權大夫

權中納言兼左衛門督取加弓、跪置
弓於右方、置被物於証、誠前取弓退、此事
前太政大臣殿御教訓

布施

權亮重衡朝臣

左馬頭

已上入後戸賜之、布施設此所、

咒願

公家

被物

花山院中納言

兼雅、諸大夫取被物、持東板屋西辺、
納言挿勿取之、經上官座為胡床之間、

布施

越後守雅隆朝臣

」

(10ウ)院

中宮

被物

皇太后宮大夫

參議朝方也、置
高座壇上云々

布施

中務權大夫經家朝臣

」

導師

公家

被物

予

請大夫取被物持來御塔下北辺、予見○中納言言
取加弓、就高座右辺、跪地、更起

置被物於高座帖上、僧正額居退以手、仰被物不令落也、予所案
依無其所落強不可置上、只欲直上之心許也、退跪取弓、左廻退
也

(11才)院

中宮

被物

堀河宰相

頼定

布施

越前守通盛朝臣

」

被物

六角宰相

家通、左宰相中將実家不參替、
作法如花山納言、但依為導師左廻

布施

讚岐守季能朝臣

置帖上

布施 右少將維(平)盛朝臣不取加

已上兼日各蒙其催、

(統子)上西門院無加布施、

導師咒願降高座、樂人発樂自鼓、導師咒願就礼盤

礼仏、経舞台退出、於初所駕輿、次打金鼓、請僧退出、留或

物留廳官等帶束撤舞台上机、立南頭地上、草整又置地

上、右草整舞了之後留舞台、東副地上今西副地上」

(11ウ) 次舞

左

安摩光則近

二舞則友成

万歳樂八人

胡飲酒忠節

散手光近

龍王光重

右

地久八人

新蘇鞆八人

貴徳好方

納蘇利近久

本議、左、安摩・二舞・万歳樂・蘇合・散手・太平等・

打毬樂・龍王、右、地久・新鳥蘇・貴徳、林歌・

拍梓・納蘇利、今被改仰之歟、」

(12才) 胡飲酒、右近大夫將監忠節物也、舞之、有跪舞所、此

事非常事秘蔵事云々、下舞台之間、藏人頭皇太后宮

権大夫光能朝臣奉勅、忠節賜一階之由申闕白、随御気色

申左大臣、今度不加座、起座居中納言之座末程、願引入被居令左

近官人召忠節、今度不加座、已欲入栞屋之時走向召之、忠節経

舞台西方参追、跪左大臣前池上東上管座、左大臣仰曰、一

階経ソト、忠節頗退立向御所方、持撥再拜之間、於二箇

所施一曲退入、散手右近大夫将監拍光近物也

舞之、右府又起座被仰勸賞、願權大夫又散手経

舞台西参進奉仰、持梓再拜退入、次樂人」

(12ウ) 豊原時秋雅葉賜一階、持笙再拜退、貴徳間、

廳官等取松明列立舞台東西、法皇被仰中宮

大夫曰、於庭可令舞者、大夫召御隨身仰也、

紫菊閉、右将曹秦頼文布襖袴、肱立入錦、右府生下毛

野敦佐、襖袴如恒、右府生秦兼宗、唐綾襖袴、菊閉、近衛秦

兼景、貫布、蘇芳取染袴付梅花、秦兼次白貫布。

袴付能興、官人持笏撤東幔下、雖御出家之

後、祇候院中、兼保召次長也、舞遅々并雜

事召付、件御隨身等貴徳下舞台於庭舞了、帰登

退入、次龍王、又経舞台下前庭舞之、此間予」

(13才) 退出、脚気発動、依不能騎馬、不供奉還御也、
後聞、納蘇利後、賜男女官祿、有御贈物、判官代

安房守定長(藤原)奉行之、伝聞、源大納言取御籠(定房)錦裏本力

藤大納言取琵琶(実定)袋入歸自御塔東方進付銀押枝、以玉結之

出、跪主上御座前、至于西廊、付職事有御引出物、

御馬二疋(平)賜、小將時家、持(藤原)右少将浅履頭家朝東

臣持鞭引之、将監各引下手、入自幔門、經

高座西御塔之間、引出物方不難之、只次有中宮

御賜物、御本裏御袋、付銀袋花山院中納言取之、右大儀

將可被取云々、而退下宿所、選參贊権大進(藤原)宗頼取之、亮重衡朝臣、退出、仍語取也

(137) 次被行勸賞

從三位藤原実宗無上西門院御孫、宰相中将也、無上藤原第七宰相

藤原長方三位左大弁俊経有懸戴、第八宰相、千時

從四位上藤原実教院御給、左少将也、無同官上臈

從五位上藤原隆清無官人也、院御給、左少将也

法眼寛敏仁和寺僧、舍弟也、上座静賢、

法橋成寛別当前大僧正、覺識、頼全全頼源識、康慶弘師

追可申請之由被仰下人、

大工貞時二階 各二階